

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

令和2年11月18日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課
電話 043-223-4142

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

1 改正理由

人事委員会勧告に基づき期末手当の改定を行うもの。

2 改正内容

期末・勤勉手当

(1) 一般職員の期末手当について年間支給月数0.05月分の引下げ

現行 4.5月分（勤勉手当を含む） ⇒ 改定後 4.45月分

	改正前（年間）	改正後（年間）
期末手当	2.6月分	<u>2.55月分</u>
勤勉手当	1.9月分	1.9月分
合計	4.5月分	<u>4.45月分</u>

※勤勉手当及び再任用職員の支給月数については改正なし

(2) 会計年度任用職員（パートタイム）の期末手当について年間支給月数を0.05月引下げ

現行 2.6月分 ⇒ 改定後 2.55月分

3 施行期日

2 (1) 令和2年12月1日

2 (2) 令和3年4月1日